

No.12 節水型トイレ

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・日本工業規格（JIS A5207）に規定する節水Ⅱ型大便器又は、同等以上の性能（洗浄水量 6.5ℓ以下）を有するもの
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①機器費 <ul style="list-style-type: none"> ア 機器本体費 イ 床を修復するための資材 ②設置工事費（撤去費除く） <ul style="list-style-type: none"> ア 本体設置費 イ 床の修復工事
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙 2-1 1号） ③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤施工写真（くわしくは別紙 5・6号をご覧ください） ⑥対象住宅の平面図（施工場所がわかるもの） ⑦機器の性能を証する書類（日本産業規格の認証を受けていることがわかるカタログ等） ⑧案内図（住宅地図、グーグルマップ等） ⑨建物所有者共有名義人同意書（別紙 9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑩三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類 （住民票の写し 及び 別紙 10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。 ⑪マチエコ応援隊施工証明書 ※マチエコ応援隊の加算措置の適用を受ける場合。

備考

- ・「節水型トイレ」とは、JIS A5207 に規定する便器のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙 7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です